

阿見町低入札価格調査制度運営要領

令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は阿見町低入札価格調査取扱要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(調査基準価格の設定)

第2条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額(1万円未満の額は切り捨てる。)とし、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で設定するものとする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(失格基準価格の設定)

第3条 失格基準価格は、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、この算定方法により算定し難い場合は、その都度町長が定める額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(調査の実施)

第4条 契約主管課長及び設計担当部課長並びに専門技術職員(以下「調査職員」という。)は、調査基準価格を下回る価格の入札があったときは、**主管課に「低入札調査結果報告書」の提出を求め**、落札者となるべき者(以下「最低価格入札者」という。)に対し、「低入札価格調査書」(様式第1号)により様式第2号から様式11号の提出を求めたうえ、次の①～⑪に掲げる事項について、事情聴取、関係機関への照会等の方法により調査を行うものとする。

- ① 入札金額の決定理由及び入札金額積算内訳書(様式第2号)
- ② 入札対象工事現場付近における手持ち工事の状況(様式第3号)
- ③ 同種・類似の手持ち工事の状況(様式第4号)
- ④ 手持ち資材及び機械数の状況(様式第5号)
- ⑤ 資材購入先及び入札者と資材購入先との関係(様式第6号)
- ⑥ 労務者の具体的調達見通し(様式第7号)
- ⑦ 契約に係る工事等の箇所と入札者の事業所、倉庫等との間における地理的条件(様式第8号)
- ⑧ 過去に施工した同種の公共工事の実績及び発注者並びに成績状況。(様式第9号)
- ⑨ 経営内容、経営状況及び信用状態(様式第10号)
- ⑩ 建設業法(昭和24年法律第100号)違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払い遅延状況等(様式第11号)
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事項(任意様式)

2 第1項に規定する調査表(以下「調査表」という。)については、その提出後における差し替え又は追加提出は認めない。ただし、調査の過程において調査職員が必要と認めた場合は、追加提出を認めるものとする。

3 第1項の規定による調査の結果、当該入札が「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるもの」に該当するかどうかに関する調査基準は、別に定める。

(施工体制の点検)

第5条 調査を実施した工事において、履行可能と判断し契約した工事については、施工体制の点検を強化するものとする。

2 調査基準価格を下回る価格で入札を行ったものと契約を締結した場合は、第4条による各調査表の写しを監督員に引き継ぐものとする。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。